生駒市訓令甲第10号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年6月27日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のよう に改正する。

第5条第1項第2号中「地域整備課長」を「都市計画課長」に改める。

第36条第6号を次のように改める。

(6) 特別永住許可事務に関すること。

第56条に次の3号を加える。

- (2) 軽易な関西文化学術研究都市高山地区関連事業に係る連絡調整に関すること。
- (3) 市街地再開発事業に係る資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (4) リニア中央新幹線に係る資料の収集、調査及び研究に関すること。

第61条を削り、第62条を第61条とし、第63条を第62条とし、第64 条を第63条とする。

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。